

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清川友人

さいたま市条例第69号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(取扱品目) 第3条 [略] <u>2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法で当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。</u>	(取扱品目) 第3条 [略]
(関連事業者の設置) 第25条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。 (1) 第3条第1項で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者 (2) [略] 2 [略]	(関連事業者の設置) 第25条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。 (1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者 (2) [略] 2 [略]
(開設者による卸売予定数量等の公表) 第54条 [略] 2 [略] 3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利	(開設者による卸売予定数量等の公表) 第54条 [略] 2 [略]

用その他の適切な方法で公表するものとする。

- (1) 第3条第2項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。